

令和2年第1回大分県議会定例会

予算特別委員会会議記録（第2号）

1 委員会を開催した年月日、時刻及び場所

令和2年3月12日

午前10時から

午後2時27分まで

本会議場において

2 出席した委員の氏名

委員長 土居 昌弘

副委員長 三浦 正臣

志村 学 井上 伸史

清田 哲也 今吉 次郎

阿部 長夫 後藤慎太郎

衛藤 博昭 森 誠一

大友 栄二 井上 明夫

鴛海 豊 木付 親次

古手川正治 嶋 幸一

濱田 洋 元吉 俊博

御手洗吉生 阿部 英仁

成迫 健児 浦野 英樹

木田 昇 羽野 武男

二ノ宮健治 守永 信幸

藤田 正道 原田 孝司

小嶋 秀行 馬場 林

尾島 保彦 玉田 輝義

平岩 純子 吉村 哲彦

戸高 賢史 河野 成司

猿渡 久子 堤 栄三

荒金 信生 末宗 秀雄

3 欠席した委員の氏名

太田 正美 高橋 肇

4 出席した委員外議員の氏名

なし

5 出席した県側関係者

総務部長 和田 雅晴

総務部審議監 武藤 康彦

総務部参事監兼法務室長 廣末 隆

総務部参事監兼人事課長 後藤 豊

総務部参事監兼財政課長 佐藤 章

総務部参事監兼税務課長 吉富 智昭

知事室長 山田 雅文

行政企画課長 中村 剛士

県有財産経営室長 石掛 忠男

県政情報課長 松原 正和

市町村振興課長 塩月 裕士

総務事務センター所長 兼子 康男

行政企画課総務企画監 宮澤 洋

人事課人事企画監 岩尾 誠二

人事課給与厚生監 井下 秀子

財政課財政企画監 足立 博

市町村振興課市町村振興監 一丸 和子

県有財産経営室室長補佐 小野 裕二

財政課課長補佐 加来 隆幸

税務課課長補佐 阿部 一芳

財政課主幹 安部 祐介

財政課主幹 松垣 安城

財政課主幹 津田 隆

財政課副主幹 淵 貴美子

議会事務局長 高屋 博

議会事務局次長 秋吉 一徳

議会事務局参事監兼
総務課長 岩崎 栄

政策調査課長 祖母井一郎

人事委員会事務局長 藤原 隆司

公務員課長 倉原 浩一

労働委員会事務局長 後藤 素子

調整審査課長 江藤 博邦

監査事務局長 小野 賢治

監査事務局次長兼第一課長 田所 誠二

第二課長 木崎 米吉

会計管理者兼会計管理局長 山本 修司

会計課長 中本 正基

審査・指導室長 利光 浩一

用度管財課長	中村 均子
.....	
企業局長	岡本天津男
企業局理事兼次長	麻生 卓也
総務課長	姫野 浩之
工務課長	鈴木 雅彦
総合管理センター長	長井 篤
総務課総務企画監	清水 豊
工務課工務調整監	津末 昌宏
工務課発電所リニューアル推進監	小西 英司
総務課経営企画班主幹	佐藤 太士
総務課総務調整班主幹	高井 紀男
総務課契約管財班課長補佐	東 正志
総務課出納決算班主幹	山田 恒弘
工務課発電管理班主幹	岩田 英竜
工務課工業用水管理班主幹	安部 英治
工務課土木施設班主幹	佐藤 健次
工務課発電所リニューアル推進第二班主幹	大久保信昭

6 付託事件

第1号議案から第15号議案まで

7 会議に付した事件の件名

- ① 歳入予算全般
- ② 総務部関係予算
- ③ 議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、会計管理局関係予算
- ④ 企業局関係予算

8 議事の経過

—————→…←—————

土居委員長 皆さんおはようございます。
 ただいまから、本日の委員会を開きます。
 本日以降の委員会は、昨日の委員会において決定した運営要領及び審査日程により行います。
 なお、審査にあたっては、運営要領に従い、円滑に運営できるよう御協力をお願いします。

—————→…←—————

歳入予算全般

土居委員長 この際、付託された予算議案を一括議題とし、これより歳入予算関係の審査に入

りますが、説明は簡潔かつ明瞭にお願いします。
 それでは、歳入予算関係について執行部の説明を求めます。

和田総務部長 第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、歳入全般について御説明します。

事前に配付しました予算特別委員会資料（歳入全般）を御覧ください。この表については、歳入予算について款別に令和2年度当初予算案、令和元年度7月補正後予算額、増減額、増減率を表したものです。

表の一番下、歳入合計の欄にあるように、当初予算案は6,548億6,300万円であり、その右の元年度7月補正後当初予算額6,463億4,200万円と比べると85億2,100万円の増、率にして1.3%の増となっています。

歳入予算の主な内容について、今御覧いただいている資料と、令和2年度予算に関する説明書により説明します。

まず、表の一番上、第1款県税については、2年度当初予算案Aにあるとおり1,280億円で、その右の元年度7月補正後予算額Bと比較すると4億円の増、率にして0.3%の増となっています。これについては地方消費税の増収によるものです。

詳細については、別にお配りしている予算説明書の9ページをお開きください。

第3項地方消費税ですけれども、右肩にあるとおり361億7,879万1千円を計上しています。内訳として、第1目譲渡割については、左から4列目の比較の欄にあるとおり30億2,694万2千円の増となっています。これは、消費税率の引上げによる増収を見込んだものです。

その下の第2目貨物割については、輸入取引を対象とするものですが、県内での原油輸入量の減少が見込まれることから7,873万7千円の減を見込んでいます。

元の資料にお戻りいただいて、上から二つ目の第2款地方消費税清算金については543億3千万円を計上しています。

地方消費税清算金については、税務署等に納付された地方消費税をそれぞれの都道府県が一旦受け入れた後、各都道府県間で清算するものですが、地方財政計画における税率引上げの影響や全国ベースでの個人消費の動向などを踏まえ、前年度と比べて86億4,900万円の増、率にして18.9%の増を見込んでいます。

その下の第3款地方譲与税については229億900万円、前年度に比べ10億6,300万円の増となっています。これは元年度の10月より法人事業税の一部が国税化、特別法人事業税とし、これを都道府県に再配分する偏在是正措置が創設されたことに伴い、これまでの地方法人特別譲与税が廃止され190億円が減少する一方、新たに創設される特別法人事業譲与税を201億円計上することによるものです。

その下の第4款地方特例交付金6億8,300万円については、前年度と比較して9億3,100万円の減となっています。これは、令和元年度に限り、国が交付金の形で負担した幼児教育無償化に係る本県負担分9億4,700万円が、令和2年度は全額地方交付税で措置されるよう変更されたことによるものです。

その下の第5款地方交付税1,720億円と、表の下から三つ目の地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債198億8,300万円との合計は、表の一番下にお示ししていますが1,918億8,300万円となっており、前年度と比べ35億5,200万円の増となっています。これは、地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地域社会再生事業が新たに創設されたことなどに伴い、全国ベースで地方交付税総額が約4千億円増加したことなどによるものです。

次に、第7款分担金及び負担金については68億6,401万9千円と、前年度から27億8,918万3千円の増となっています。これは、国直轄事業に係る市負担金の繰上償還等によるものです。

その下の第8款使用料及び手数料については75億8,365万6千円と、前年度と比べ2億5,264万1千円の減となっています。こ

れは、生徒数の減による県立学校授業料の減や大手町駐車場廃止に伴う駐車料の減によるものです。

その下の第9款国庫支出金については1,078億6,219万8千円と、前年度と比べて23億8,467万6千円の増となっています。その主なものについて、予算説明書の50ページをお開きください。

第1項国庫負担金の一番下の第4目教育費国庫負担金については、左から4列目の比較の欄にあるとおり8億2,448万7千円の増となっています。これは、私立高等学校授業料の実質無償化により高等学校等就学支援金負担金が増加したことなどによるものです。

次に、53ページをお開きください。第2項国庫補助金の第2目福祉生活費国庫補助金については6億8,835万円の増となっています。これは、幼児教育・保育の無償化に関する国からの交付金を受け入れることなどによるものです。

続いて、60ページをお開きください。第5目農林水産業費国庫補助金については19億3,901万5千円の増となっています。これは、生産基盤拡大を目指す経営体への畜舎整備支援が増になったことなどによるものです。

続いて、68ページをお開きください。第7目土木費国庫補助金については7億697万9千円の増となっています。これは、強靱な県土づくりのため、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく公共事業を積極的に受け入れることなどに伴うものです。

続いて、74ページをお開きください。第10目災害復旧費国庫補助金は、平成29年度の九州北部豪雨や台風第18号災害の復旧工事が終了するため、24億5,580万3千円の減となっています。

元の資料にお戻りいただいて、第12款繰入金については151億6,074万1千円と、前年度と比較して108億1,902万1千円の減となっています。

詳細については、予算説明書の93ページをお願いします。

第2項基金繰入金として、第1目財政調整基金繰入金30億円と第2目減債基金繰入金の一部47億円がいわゆる財政調整用基金となりますが、前年度に比べ17億円減の77億円となっています。

その下の第3目県有施設整備等基金繰入金については17億3,168万円と、前年度と比べ31億1,393万6千円の減となっています。これは、災害対策本部の機能強化や漁業調査船の建造等が終了したことに伴うものです。

三つ下の第6目県立文化・スポーツ施設等整備基金繰入金については9億7,262万7千円と、前年度と比べ14億4,548万2千円の減となっています。これは、県立芸術文化短期大学の施設整備が収束してきたことや、ラグビーワールドカップ開催に伴う施設整備が終了したことに伴うものです。

95ページの下から3番目、第22目スポーツ振興基金繰入金については、ラグビーワールドカップが終了したこと等に伴い11億5,810万7千円減の2億266万8千円としています。

元の資料にお戻りいただいて、第14款諸収入については533億3,039万1千円と、前年度と比べて36億7,968万8千円の減となっています。これは、県立病院の精神医療センター建設工事の収束や第2期大規模改修の終了、県制度資金の過去貸付分の減少に伴う金融機関への預託額の減少などによるものです。

最後に、その下の第15款県債については844億8,700万円と、前年度と比べ46億9,400万円の増となっています。これは、強靱な県土づくりや農業の生産基盤の整備などを強力に進めるため、公共事業を積極的に受け入れるほか、緊急自然災害防止対策事業債を積極的に活用することなどに伴うものです。

以上で、令和2年度当初予算案の歳入全般についての説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

この際、委員の皆さんに申し上げます。

これより質疑に入りますが、本委員会での質

疑は、事前に通告のあった委員を優先して指名します。発言は、私から指名を受けた後、起立し、発言願います。発言の際は、お手元のマイクを使用してください。

質疑は、付託された予算議案に対する内容にとどめるとともに、説明資料名、ページ及び事業名等を明らかにしてください。質疑の方法は一人一括問答方式となっており、質疑は関連質疑も含め、一人5分以内、再質疑は2回までとなっていますので、要点を簡潔にお願いします。

なお、関連質疑は関連した内容にとどめ、関連以外の質疑にわたらないようお願いいたします。また、執行部に対し、資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いいたします。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁願います。

事前の通告者が5名います。時間も限られていますので、円滑な進行に御協力をお願いします。

堤委員 予算に関する説明書の5ページです。県民税、個人・法人県民税の調定見込額に対して、収入見込額が34.3%とか14%と大変厳しい、非常に大変という状況は分かるんですけども、その一番の要因は県として何だと考えているのか。また、徴収の実務についてはどうされているのかがまず1点目。

2点目には、今後の財政収支の見通し。先日、本会議で部長が説明しましたが、その中で、県税収入について、名目成長率で反映されています。今のコロナウイルスの問題だとか、また米中貿易摩擦の問題、日韓関係の悪化の問題、そういう様々な要因で成長率が下がってくると考えますが、県として政府が出したその数字を使った考え、理由はどこにあるのか。

また、消費税増税の影響は県税収入の増加には確かにつながりますが、家計消費が冷え込めば、将来的に所得の減少等によってますます景気が後退するという危険性がありますが、県としてそれをどのように認識しているのか。

昨年の財政収支見通しと今回の表を見比べると、県税収入の見積りがかなり減ってきているんですけども、それをどう考えているのか、以上の点についてお伺いします。

吉富税務課長 まず、個人・法人県民税の調定見込額に対する収入見込額の御質問です。

税の徴収実務では、納税の資力があるにもかかわらず、納付しない方には差押えなどの厳正な滞納処分を実施しています。

その一方で、納付したくても納付できない、そういった方には納税の猶予や滞納処分の執行停止を行うなど、生活実態に応じた対応をしています。また現年度における徴収率の向上を目指しているところです。

委員指摘の調定見込額については、この34.3%、14%の部分は現年度に滞納整理を行った上で翌年度に繰り越されたもの、滞納繰越分の総額であり、この中には既に滞納処分の執行停止の額も含まれています。収入見込額はそうしたもののうち、個別の滞納事案等の要因を勘案して徴収できるものを見込んでいるため、結果として徴収率が低くなっているところです。

2番目に、消費税増税の影響について説明します。

今回の消費税率の引上げは、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、財政健全化への内外の信任を得て持続可能な社会保障制度を次世代へ引き継ぐために避けて通れないものと受け止めています。国においては、前回の増税時の反省、経験を踏まえ、消費者へのポイント還元等の新たな施策により、事業活動に影響を及ぼすような大きな混乱は起きておらず、前回の引上げ時と比べても影響は小さいとしています。

また、県内の景気動向については、2月20日発表の日銀大分支店の調査によると、個人消費は全体として堅調に推移しているとされています。

ただし、委員がおっしゃったように、日銀のこの調査時点では判明していなかった新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が出てきていることは間違いありませんので、今後

の情勢を注視していきたいと考えています。

佐藤財政課長 まず一つ、県税収入について、収支見通し上で名目成長率を反映させている、その考え方はどうかということですが、財政収支見通しでは、中期的な財政運営を行う上での目安として、国が公表している中長期の経済財政に関する試算などを参考にして、それに本県の個別の施設整備計画等を加味して機械的に算出しています。

また、その際には、国全体として目指す経済成長の姿を本県においても反映するというところで、国の試算においても基本としている成長実現ケースの名目成長率をこれまでも継続して採用しています。

委員御指摘のとおり、成長率の動向については、確かに足元では新型コロナウイルスや米中貿易摩擦の影響など様々な不安要因があり、決して楽観視できない状況であるというのは認識しています。

それからもう一つ、収支見通しの中で、昨年度の財政収支見通しと今回の見通しの中で、県税収入の見積りがかなり減っているけど、どういう考えかということですが、県税については、昨年7月の収支見通しと比較して、令和2年度で78億円、それから、最終的に令和6年度の段階で134億円減少しています。今回の財政収支の見通しの中で県税は、2年度の当初予算案ですが、国が1月に公表した中長期の経済財政に関する試算における成長実現ケースの名目成長率を1年遅れで反映させて機械的に算出しています。この推計方法は、昨年7月に示した財政収支の見通しでも同様です。

税収の見込額が減となった要因ですが、一つは、昨年7月の試算では、今回の見通しの税収試算の出発点となる2年度の税収を1,358億円と見込んでいましたが、今回の試算では当初予算案で計上している1,280億円としていますので、この段階で78億円が減となっています。

その後、各年度においては国の示している経済成長率を1年遅れで採用していますけれども、去年の7月時点と今回用いた分とで名目成長率

が若干減になっているのがその要因となっています。

堤委員 吉富課長に再質問しますけれども、納税の猶予は生活実態を見ていると。そういう納税の猶予等は外して計算したと。それ以外の部分について、結局、翌年に繰り越して滞納が進んできているんだけど、そういう納税の猶予以外ではどういう状況かというのが分かれば、最後それを教えてください。

納税の猶予、換価の猶予等については、毎年資料をもらっているの、その資料をまた後で下さい。1年間分、今年分ね。

それから佐藤課長は、確かに機械的に当てはめたというのは分かる。計算方法はないからね。

ただ、今回かなり激変するような景気の後退。今度成長率もマイナスという大きな数字が出てきているよね。それを参考にして考えると、今現在ね。そのように考えているのがあれば教えてください。その2点。

吉富税務課長 納税の猶予以外の滞納繰越しについてです。

まず、滞納繰越分のうち、現在、処分停止をしているのは約6割です。その残りの4割の中から取れる率として算出したものですので、結果として低くなっているということです。

さきほど委員がおっしゃった資料については毎年の換価猶予とかの分だと思しますので、後日、またお持ちしたいと思えます。

佐藤財政課長 毎回成長実現ケースとあわせて、ベースラインで見たときどうなるかも一応試算はしています。それで見ると、大体最終的に10億円ほど落ちるのかなと見えています。

毎年こういった形で成長実現ケースを作っているんですけども、確かに今回のような災害、ほとんど災害だと思うんですけども、新型コロナウイルスの関係とかで経済がかなり悪くなるというのはその年度ごとに出てくると思えます。今までも熊本地震のときもそうですし、九州北部豪雨や平成29年の台風第18号のときもそうですけれども、収支見通し自体はこういった形で機械的には作成しますけれども、各年度の状況については、その年度ごとの事情を見

ながら、年度の中での財政運営をどうやっていくかということをお考えしています。それ以後の毎年の事情の中で、財政の健全性を個々にまた図っていくというのが、当課としての財政健全化に向けた作業になると思っています。これはあくまで予算の段階で中期的な見通しとして目安を示していますので、個々の事情については、各年度の動きの中でその都度考えていくことになるかと思っています。

二ノ宮委員 堤委員の質問と少し重なったんですけど、その辺の回答は省いても結構です。

予算に関する説明書の31ページです。県税と地方交付税についてお聞きします。

消費税率の引上げ等により、地方財政計画では税収、地方譲与税、それから地方交付税なども増額となっています。知事の予算説明の中でも地方消費税の増収により県税が増加するほか、地域社会再生事業の創設に伴い、地方交付税が増額するとありましたが、消費税率の引上げ等による県税等の影響額についてが一つです。

それから、地域社会再生事業による交付税の影響額並びにこの事業概要について教えてください。

それから、さきほど言われたように新型コロナウイルスによる景気落ち込みが懸念されています。今年度の財政運営上の措置と言いますか、どのようなことを考えているかです。

それから、代表質問の中で会計年度任用職員制度について質問したんですけど、1,700億円程度が地方財政計画の中で財政措置されているということで、県財政への影響はないとの答弁でした。この1,700億円で県の地方交付税算定の中の財政需要額、それから県の実際の予算額についてお聞きします。

吉富税務課長 消費税率の引上げ等による県税の影響額についてです。

令和2年度当初予算における消費税率の引上げによる影響額は、約55億円の増収と算定しています。

しかしながら、輸入取引に課される地方消費税の貨物割があります。これについては、石油製品の需要が減少しているに伴い、原粗油

の輸入減等の影響により減収を見込んでいます。結果として、さきほど部長の説明の中にあつた29.5億円の増収になります。

佐藤財政課長 まず、地域社会再生事業による交付税の影響額とその事業の概要です。

地方法人課税の偏在是正措置により生ずる財源を活用して、地域社会再生事業費が創設されています。全国ベースが4,200億円となっています。このことにより、本県の交付税額も増額を見込んでいて、本県の影響額は現時点では42億円程度と見込んでいます。

この地域社会再生事業費ですけれども、地方公共団体が地域社会の維持とか再生に向けた幅広い施策に自主的、主体的に取り組むために創設されたもので、本県で言えば、地方創生を加速前進させるための予算特別枠、令和挑戦枠など、地方創生に資する事業に活用することになると考えています。

それから、新型コロナウイルスによる景気の落ち込みが懸念される中で、今年度の県の財政運営上どのような対処を考えているかですが、新型コロナウイルスの感染拡大で、景気にマイナスの影響を及ぼすことが考えられると思います。この影響により、例えば、令和2年度の県税収入がマイナスとなれば、その分については減収補填債を発行して、一般財源としては全体を確保する形になるのかなと考えています。減収補填債という起債を発行して、一般財源を確保するという形になろうかと考えています。

それから、会計年度任用職員制度に対して1,700億円の財政措置があつたことに対する大分県における財政需要並びに県の予算額についてですが、この1,700億円について、本県の需要額を算定するにあたっては、この額が交付税上の包括算定という経費の中、また複数の費目ごとに算定されることになっていて、現段階で本県への影響額を具体的に見込むのはなかなか難しいと考えています。

ただ、全体の普通交付税の総額が15兆2千億円ぐらいで、県の今の交付税が大体1,600億円ぐらいで見ているので、大体1%ですから、1,700億円を1%で見ると17億円の

なりますけれども、その前後のところで措置されるのかなと考えています。

それから、会計年度任用職員に係る予算としては、今回、令和2年度で42億円ほど予算を計上しています。前年度対比で約6億4千万円ほどの増と見込んでいます。

二ノ宮委員 地方創生の特別枠の財源はどこにあるんだろうかと思つていたんですけど、この地域社会再生事業の中にあるということで、分かりました。

それと、景気の落ち込みでいろんな税収が減ってくるんじゃないかと思うんですが、特に地方交付税については、地方財政計画の中で示された額の保証はあるんでしょうか。と言うのは、例えばそのうち国税5税が減収した場合に、臨財債の方に打ち替えるという指示が出てくるんだろうかということが1点です。

それともう一つは、会計年度任用職員制度の中でどういう予算の組み方をしているのかなど。たまたま企画振興部の中の文化行政推進事業費の中に会計年度任用職員に要する経費で260万円ほどあがっていました。さっき言われた42億円のこの会計年度任用職員については、そういう組み方をしているんでしょう。昔は賃金等であげていたと記憶しているんですけど、それぞれの事業の中に会計年度任用職員制度に関する経費でもしあげているのであれば、この人員等が分かれば教えていただきたい。

和田総務部長 まず、交付税が確保できるかについてお答えします。

委員御指摘のとおり、税収が落ちた場合に、いわゆる交付税の法定率分ということで、例えば所得税の33.1%が減るんじゃないかと、そういう御懸念だと思いますけれども、それについては、これまでの国の対応としては、本来減るはずなんですけれども、そこは財務省が追加で加算する形にして、各団体には迷惑をかけないという対応をしています。これは今後の話になりますけれども、今年度についてもこれまでと同様の対応であれば、交付税を国で加算して、今年度精算するということになるかと考えています。

佐藤財政課長 会計年度任用職員の計上の仕方は、各所属ごとで採用している人の分をそこで予算計上しています。各所属のどれかの事業の中で予算上は計上する形になっています。

人数については、今持ち合わせていませんので、お待ちください。

藤田委員 本日配付された予算特別委員会資料の第15款県債の、うち臨時財政対策債についてお伺いします。

今回も198億8,300万円計上されていますけれども、昨年12月に臨時財政対策債をめぐって、本県の24億円を含む25道府県で事実上返済資金の積立てが不足しているとして、総務大臣が計画的な積立てを引き続き呼びかけるとの報道がありました。この件に関して現状どうなっているのか、御説明をお願いします。

佐藤財政課長 24億円の積立て不足との報道については、実際に償還した額よりも交付税措置された額が24億円上回っているということですが、国の交付税算入額の前提条件である償還年限等が示されていませんので、実際に大分県で県債を発行している償還の年限等によってその差異が生じている分がここに出てきているということで、それを償還分と合わせて始めの段階で県債を発行するのはなかなか難しいのかなと思っています。

ただ、そういった中で、県としては臨時財政対策債を含む県債全体の償還について、将来の財政運営に影響がないようにと、減債基金への積立てや積極的な繰上償還、それから発行抑制、これによって全体としての県債残高を適正に管理するという運用をしています。

藤田委員 ということは、現在、元年度の見込みで臨時財政対策債を除き6,299億円の県債の残となっていますけれども、こういう見通しに関しても全然影響がなく、臨時財政対策債の現状での残高にこの24億円が含まれているという見方でいいんですかね。

佐藤財政課長 そうですね、残高の中に含まれた形になります。

玉田委員 さきほどの堤委員、そして二ノ宮委員と少し重なりますけれども、よろしくお願

います。

今後の財政収支見通しについて、今、質問、答弁であったとおりに機械的にやっただと、これから財政運営についてしっかり推移を見ながら、健全性を確保しながらやっていくという答弁でした。質問の中では、コロナよっての影響というのは出ているんですけども、内閣府が3月9日に発表した2019年10月から12月期の実質GDP改定値で、年率換算で前期比7.1%減と落ち込んで、速報値6.3%減から下方修正された。県が予算編成する段階で、この国の中長期の経済財政に関する試算については、当然GDPの10月から12月期は反映されていないと思うんですけども、またコロナウイルスに関する今の状況というのは反映されていないと思うんです。今の答弁でしっかり予算も組まれていますし、それから、財政の健全性を見ながらしっかりやっていくということですけども、これから先どういう影響が出てくるのか。ざっくりでいいですけども、御答弁願いたいと思います。

和田総務部長 今回のコロナウイルス感染症によって、今後の財政収支見通しにどういう影響が出ているかということだと思います。今年度について言えば、さきほど財政課長から答弁がありましたけれども、減収補填債の発行は可能になるので、今年度についての財政運営には支障はないと考えています。

来年度以降どうなるかということですけども、現在の試算では、一般財源総額については国の方針で確保されるという方針が示されているので、一般財源総額としては確保されると考えていますが、税収が減るので、そうすると臨時財政対策債が増えるということになってきます。したがって、赤字地方債や臨時財政対策債が増えていくことは、やっぱり地方財政全体の健全性からすると、少し懸念があるのかなと考えています。いずれにしても、今後の経済動向とか、あるいはそれへの国の対応を見守りながら、財政運営に支障が生じないようにしていきたいと考えています。

玉田委員 ありがとうございます。ぜひよろし

くお願いします。

報道では、リーマンショック級の状況になるんじゃないかと、何かかなり深刻な報道も出ていますけれども、我々も地方財政は本当にこれで影響を受けるなという前提にありますし、その部分でも健全財政の運用ということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この件では投資的経費の方で随分とまたいろいろ議論があると思ひますけれども、その際はよろしくお願ひします。

森委員 資料は、予算に関する説明書の5ページから17ページの県税収入に関してです。

さきほど堤委員等から、調定見込みの考え方についてはお話しいただいたので理解できました。

私からは滞納繰越分の徴収率向上に向けての対策について、そして、その繰越分の徴税においてどのような課題があるのかをまず1点お聞きします。

徴収率に関しては、平成30年度決算で見ると98.72%ということで、現年度の徴収率の目標は99.1%。個人県民税とかはそれに向けて努力されている結果、10年前96%だった徴収率が向上しているのは理解していますが、今後の滞納繰越分についての課題と徴収率向上に向けてを伺います。

それともう一つ、さきほど不納欠損等の話もありました。滞納繰越分の6割が処分停止に該当するという話もありましたが、そういったものを起こさせない、不納欠損及び消滅時効を発生させないための対策と課題についてもお伺ひします。

吉富税務課長 滞納繰越分の徴収率向上に向けての対策について御質問がありました。

滞納繰越分については、搜索や財産調査をしっかり行って、再度納税資力の有無を十分に精査します。財産がある場合には厳正な滞納処分を行って、財産がない場合には納税の猶予や滞納処分の執行停止を行っています。繰越しになると、財産や収入については現年度の段階で既に調査を行っているのです、多くの場合なんです、財産がなくて担税力が乏しい事案が多くあ

ります。そうした徴収困難なものが多いことが課題と考えています。

2番目、不納欠損、消滅時効を発生させないための対策と課題についてです。不納欠損や消滅時効を発生させないためには、滞納繰越分については、さきほど申し上げたような取組を行っています。それでも差し押さえる財産がない納税者や生活の維持が困難な納税者、所在や財産が共に不明な納税者については、滞納処分の執行停止をします。何らの処分を行うことなく、単純に消滅時効を迎えることのないよう、滞納整理に取り組んでいるところです。

森委員 徴税における現場での対応についてなんですけれども、市町村との連携もしっかりやられていると思ひます。相互併任のこと等もあると思ひますが、それが県と全ての市町村の間で行われているのかお聞かせください。

吉富税務課長 今、個人県民税が収入未済額の大部分、6割を占めています。そういったことから、市町村同士で相互併任——身分をそれぞれで徴税吏員の資格を取る相互併任という制度をとっています。今年度は14市町、来年度は15市町ということで、1市増える形になります。それぞれの地域、ブロックなんですけれども、相互併任の制度をとっているところに対して県職員を派遣して、一緒に滞納整理をしたり、法律的な助言をしたりということで取り組んでいます。平成19年度に税源移譲がありました。そのときに収入未済額がピークだったんですけれども、現在ではその3分の1ぐらいに収入未済額を落としています。県の努力もありますが、市町村の職員が一生懸命やってきた成果だと思ひています。

森委員 15市町になるということですからけれども、もし差し支えなければ、残りの3市町村を教えてください。

吉富税務課長 まだ決定をしていません。ただ、今、滞納の相互併任の希望が出ていないところは、大分市、宇佐市、姫島村の三つです。

佐藤財政課長 すみません。さきほど二ノ宮委員から会計年度任用職員の職員数の質問がありました。

予算に関する説明書の366ページに会計年度任用職員について記載があり、職員数は1,455人です。

土居委員長 以上で事前通告者の質疑は終わりました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

守永委員 予算に関する説明書の89ページに寄附金について触れています。そこに、ふるさとおおいた応援基金寄附について書かれており、700万円を計上していますけれども、どのような見込みで計上しているのか、分かれば教えてください。

それと、寄附金に関連することで考えをお聞きしたいんですけども、人生最後の社会貢献として、遺産の一部を寄附したいという方が増えているという話を聞いたことがあります。遺贈寄附と言うんですけども、遺産の寄附ですね。2017年3月の民間の調査で遺贈寄附を希望している方が、独身で子どもがいないケースの場合に42.6%、夫婦二人のみのケースで32.4%、子どもありのケースで20%の方々が亡くなった後に寄附をしたいという思いがあるということなんです。実際に寄附行為につながっているのが、それぞれのケースで1.3%、0.0%、0.1%とほぼ実現できていないというのが実際のようなんです。自治体としてこういう窓口がありますよと表明すれば、それを受け止めることができるのではないかと考えられるし、実は遺贈寄附推進機構というNPOも立ち上がって、様々なPR活動をしているという話も聞いています。これについて何か検討されたことがあるか教えてください。

佐藤財政課長 2点質問いただきました。一つが700万円の考え方でですけども、例年の実績を見て、当初予算では大体700万円で計上しています。

それから、2点目の遺産の寄附ですけども、大分県においても2、3年前だったと思うんですが、教育委員会にマンション等の分を遺言に基づいて寄附をいただいた件がありました。そういった面では、御自身の意思で寄附されるものに対しては、その考え方に基づいた寄附とし

て受け入れる形をとっているところです。推進するかどうかは、どの方がそういった考え方を持たれているかということ、さきほど委員がおっしゃった推進機構にお聞きしてみるというのも検討してみたいと思います。

守永委員 実際、盲学校のOBの方からの遺贈も、議案としてもあのときは上がっていましたので、ああ、そういう方もいらっしゃるんだなという思いもありました。遺贈寄附推進機構そのものも、そういったいろんな思いを持っている方々の資産を運用しながら、一旦預かって、その預かったお金を亡くなったときに家族の方の進言に基づいて寄附する手続きをとってくださるようです。地方財政が非常に厳しい状況もありますので、特に首都圏で田舎に寄附したいという思いを持っている方もいらっしゃるようですから、そういった方々の思いをきちんと受け止められるように工夫していただければと思いますので、よろしくお願いします。要望です。

木付委員 令和2年度の地方財政計画で緊急浚渫推進事業費があり、地方債の発行が可能になるということで、この事業は令和2年度から6年度の5年間、そして事業費が令和2年度が900億円、5年間で4,900億円です。大分県の令和2年度の起債額、そしてどういう事業に使われるのかお伺いします。

佐藤財政課長 今回、新設された緊急浚渫推進事業債ですけども、予算に関する説明書上は119ページの河川債のところ、緊急河床掘削事業費ということで1億円、これが全額、緊急浚渫推進事業債です。全体として河床掘削ということで、川の面積の拡大等を伴わない、堆積した土砂の浚渫になろうかと思います。

県では緊急河床掘削の事業を全体としては積極的にやっていますけれども、この浚渫事業については、どちらかというと堆積した土砂のみの浚渫で、小規模な河川に対する河床の浚渫事業を行うようになると思います。

木付委員 対象事業は河川のみじゃなく、ダムや砂防、治山にも使われるということです。また、充当率が100%、そして交付税措置率が70%と大変有利な起債ですので、ぜひ令和3

年度からはもっと額を増やしていただけるよう
 をお願いします。

原田委員 答弁の確認をさせてください。

さきほど佐藤財政課長が、堤委員の質問で、
 新型コロナウイルス感染拡大の影響で県税が1
 0億円ぐらい落ちることもあると言われました。
 この感染の収束時期によって、この額は大きく
 変わってくると思うんですね。10億円と言
 われたのは、いつぐらいの収束を考えて言われ
 た数字なのか教えてください。

さらに、総務部長にお聞きしたいんですが、
 さきほど税収が減ったときも含めて、国からの
 補填、また臨財債ということをお話されました。
 例えば、この影響拡大を受けて、県下でいろん
 な新しい事業が必要になってくるんだと思うん
 ですけども、そういったときには、財政調整
 基金も出動を考えているのかどうか、見解をお
 聞きしたいと思います。

佐藤財政課長 さきほど申し上げた10億円の
 影響は、新型コロナウイルスのことを反映した
 ということではなくて、国の中期見通しの試算
 が成長実現ケースとベースラインケースという
 のを出していて、そのベースラインケースで試
 算してみると、令和6年までのトータルで10
 億円ほど全体としての減少が出るのかなとい
 うことで申し上げました。

和田総務部長 今回のコロナウイルス感染症を
 受け、かなり経済に大きな影響が出ているとい
 うことで、本日も新聞報道等ありましたけれど
 も、国においてもいろんな緊急対策を検討して
 いると聞いています。

一般にこういう大規模な災害的なものについ
 ては、国費をできるだけ使うのが基本になるの
 で、地方負担をできるだけ少なくして、国で
 できるだけ負担することが基本になってくるとは
 思っています。いずれにしろ、国の対応を見な
 がら、財政調整基金の活用も含めて、機動的、
 弾力的に検討していくことが必要だと考えてい
 ます。

土居委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかに質疑もないようですので、

これをもって歳入予算関係予算に対する質疑を
 終わります。

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

—————→…←—————

午後 1時 1分 再開

三浦副委員長 皆さんこんにちは。休憩前に引
 き続き、委員会を開きます。

—————→…←—————

総務部関係

三浦副委員長 これより総務部関係予算の審査
 に入ります。

説明は、主要な事業及び新規事業に限り、簡
 潔かつ明瞭をお願いします。

それでは、総務部関係予算について執行部の
 説明を求めます。

和田総務部長 それでは、令和2年度当初予算
 のうち、総務部関係の歳出予算について御説明
 します。

お手元に配付している令和2年度総務部予算
 概要の1ページをお開きください。総務部当初
 予算（一般会計）の概要についてです。

左側のI予算のポイントを御覧ください。

総務部では、安心・活力・発展やおおいた創
 生の県政運営を支える基盤を構築するため、次
 世代の社会の姿を見据えた新たな行政運営の仕
 組みづくりを進めていきます。

具体的には、行政手続の電子化などの行政運
 営の効率化や、社会資本・公共施設の適正管理、
 財政資源と職員人材の活用などにより、新たな
 行財政改革を推進します。

次に、2ページをお開きください。令和2年
 度の一般会計予算案の総額は、上の方の表の左
 から2列目の予算額（A）の欄の上から三つ目
 の総務部の計にあるように1,623億5,4
 69万1千円です。

これを令和元年度7月補正後の予算額と比較
 すると、右端の前年度対比の欄、上から三つ目
 にあるとおり73億4,578万8千円、率に
 して4.7%の増となっています。これは、消
 費税率引上げに伴う地方消費税清算金・市町村
 交付金の増などによるものです。

それでは、主要な事業について説明します。

24ページをお開きください。表の一番下、県職員の働き方改革推進事業費785万2千円です。これは、ICTを活用したテレワークの推進による職場環境整備を行うものです。これまで育児・介護職員を対象としていた在宅勤務制度を拡充し、全職員を利用対象者にするとともに、パソコン整備などを行い、職員の多様で柔軟な働き方や業務の効率化を推進していきます。

次に、33ページをお開きください。事業名欄の一番上、公債管理特別会計繰出金612億1,898万5千円は、県債を償還するため、通常債分の元金相当額を公債管理特別会計へ繰り出すものです。これまでの繰上償還と発行抑制の効果による元金償還額の減少等により、前年度と比べて約6億円の減となっています。

その下の減債基金積立金94億500万円は、10年満期一括償還方式で発行している全国型市場公募債について、その償還の平準化を図るため、借換債を発行し、通算30年での償還とすることから、毎年度発行済額の3.3%相当を満期に備えて積み立てておくものです。

次に、34ページを御覧ください。下の方の公債管理特別会計繰出金69億8,347万円は、さきほどの元金と同様に、通常債の利子を特別会計へ繰り出すものです。借入金利の低減などにより、前年度と比べて約15億円の減となっています。

次に、36ページをお開きください。事業名欄の財政調整基金積立金から県有施設整備等基金積立金までは、それぞれの基金の運用利息を積み立てるものですが、四つの基金を合わせた積立金の総額は、一番下の目の計にあるとおり2億9,407万1千円となっています。

次に、39ページをお開きください。表の左端の区分の欄の上から二つ目の事業費のうち、左から二つ目の目名欄の上から三つ目、地方消費税清算金から一番下の利子割精算金までは、それぞれ税込に於いて、清算のため都道府県へ支出したり、あるいは市町村へ交付金として交付するものです。

次に、42ページをお開きください。真ん中の県税徴収事務費です。

右端の事業概要の欄を御覧ください。主なものを説明します。

上から二つ目の二重マル、県民税徴収交付金16億9,735万6千円は、個人県民税を賦課徴収する市町村に対し、その徴収取扱費を交付するものです。

また、その二つ下の二重マル、自動車税徴収強化対策事業費1,245万3千円は、自動車税の納期内納付の促進に係る広報活動等に要する経費です。

なお、令和元年度の自動車税の納期内納付率は、前年度から0.9ポイント上昇し、78.5%となりました。引き続き納付手段の多様化等を進めることにより、納期内納付率の一層の向上を図っていきます。

次に、60ページをお開きください。スマート自治体転換推進事業費1,062万9千円です。これは、人口減少や少子高齢化の進展に伴う市町村行財政の構造的な課題に対応し、持続可能な行財政基盤の構築を図るため、市町村のICT活用等を推進するとともに、公営企業の経営健全化に対する支援を行うものです。また、市町村職員実務研修制度の充実を通じて、地方創生を担う職員の人材育成を支援します。

以上で、総務部関係の歳出予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

三浦副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願ひします。

事前の通告者が5名います。

それでは、順次指名します。

堤委員 まず、24ページの県職員の働き方改革推進事業費と会計年度任用職員についてです。

テレワークの推進で平成22年から在宅勤務を始め、現在は育児、介護等で23人が利用していると聞いていますけれども、県庁と自宅のパソコンとの連携において、セキュリティの間

題はどのようなのか。

会計年度任用職員については、4月から1,455人という話が午前中ありましたけれども、新規、更新など雇用状況はどうかを教えてください。

二つ目が42ページの県税徴収事務。昨年、窓口の徴収の問題について少し話しましたがけれども、換価の猶予制度について現状の窓口での対応と申請ができる旨の通知、広報等についてはどうか。

最後に、2021年度から非婚のひとり親への寡婦控除が始まるけれども、県内対象者数と県税収入等の影響はどうかというのが分かれば教えてください。

後藤人事課長 まず、在宅勤務における自宅のパソコンとの連携におけるセキュリティについてお答えします。

本県の在宅勤務は、申請者に貸し出す専用タブレット端末を使って、県庁の自席のパソコンを遠隔操作する方式で行っています。

専用タブレット端末は、携帯電話事業者の閉ざされた専用回線を利用して庁内ネットワークと接続しており、自宅のインターネット環境を使うことはありません。

県庁の自席のパソコンへアクセスするために、あらかじめ本人の利用登録を行った専用タブレット端末で、各自の顔認証やパスワード入力が必要となっていて、不正使用や外部からの不正アクセスは遮断されています。また、マイナンバーを利用する庁内システムへのアクセスは制限されています。

専用タブレット端末そのものには、在宅勤務で作成した文書ファイルなどを保存することはできず、データが残らない仕様となっています。また、万一専用タブレット端末を紛失した場合も、管理者である情報政策課が強制的に接続を拒否し、あわせて遠隔で専用タブレット端末の電源オフや初期化ができるとなっています。

続いて、会計年度任用職員についての御質問にお答えします。新規、更新の状況という御質問でしたが、今現在、正に来年度の会計年度任用職員の採用選考手続を各所属において行って

いる最中です。

現時点で最終的に新規の方が何名なのか、今いる方を再度任用するかについては、現時点で把握はできていません。

会計年度任用職員ですけれども、一応、一会計年度の範囲内という任期になっていて、本県では現に任用している方の勤務実績が良好であると認められる場合については、同一の方を最長5年まで継続して任用できるという取扱いとしています。このルールは、4月以降の新制度においても維持することにしています。

今年度任用している非常勤職員の方については、制度移行に伴い経過措置を設けていて、通算5年の範囲内であれば、勤務実績が良好であると認められる場合には、来年度も継続して会計年度任用職員として任用することができるという扱いにしています。

吉富税務課長 換価の猶予制度の窓口での相談者への対応についてです。

換価の猶予については、納税相談等の際に、まず納税者の話をよく聞くこと、親切な対応を心がけること、あわせて個々の事情や生活状況の把握に努めて、猶予の要件に該当するかを慎重かつ迅速に判断しています。

納税者に対しては、制度の概要や必要な書類等について、分かりやすく丁寧な説明に努めているところです。

なお、換価の猶予制度については、県のホームページへの掲載のほか、リーフレットを県税事務所の窓口にかけて、県民への周知を図っています。

2番目の、2021年度から非婚のひとり親への寡婦控除が始まるが、県税収入への影響はという質問についてお答えします。

婚姻歴の有無による不公平の解消など、子どもの貧困に対応するため、2020年度の税制改正において、未婚のひとり親に対する税制上の措置が講じられたところです。

未婚のひとり親に対する寡婦控除、これは「夫」も「婦」も両方あるんですけれども、その適用については新たに制度化されたもので、県内の対象者数は現時点で把握できていません

が、平成31年3月末時点の児童扶養手当の受給者数のうち、未婚のひとり親、この数字は把握していきまして、これが880人となっています。これを基に算出すると、県税収入への影響は約430万円の減収となると見込んでいます。**堤委員** 会計年度任用職員は5年間繰り越すことができるということですが、ぜひそれはよく検討してください。ただ、判断を誰がするかということ、所属長なのか、部長なのか、そこは分からない。その判断は誰がするかを教えてください。

それと、ホームページやリーフレットで周知しているということなんだけれども、督促の封筒を送るじゃないですか。その中に入れて一緒に周知するとか。そういう層が結局滞納するわけだから、換価の猶予等が活用できると思うんだけど。なかなかホームページを見てもそうはならんのやけども、そういう段取りができないのでしょうか。その二つを教えてください。

後藤人事課長 会計年度任用職員の再度の任用ですけれども、会計年度任用職員についても、正規職員と同様に人事評価を行うことにしています。その結果を踏まえて、各所属長で再度任用について判断するというにしています。

吉富税務課長 換価の猶予制度を知らない納税者の方がおられるかもしれないということですが、やはり大多数の納税者は納期限内に納めています。何か納められない事情があったときには、こちらに連絡等していただけるわけで、そのときに換価の猶予の制度があるとお知らせしたいと考えています。

堤委員 それを聞いているんじゃないかと、そういう封筒の中に入れて出すことは考えていないんですかと。考えていなければ考えていないでいいんだけど、それをお願いします。

吉富税務課長 現在のところ、考えていません。

原田委員 私も今、堤委員が質問したテレワークの推進について質問したいと思います。質問が重なるところは、省いて質問します。

今年度当初予算でパソコンをもっと整備すると言いましたが、対象職員の拡大の規模というのを教えていただきたいと思います。

二つ目は、第3回定例会にこの件についての質問をしたときに、適した業務の切り出し、また職場と同様の成果を上げることができるのか、その成果を適正に管理できるか等の課題が見えてきたと答弁されましたが、その課題についてのどのように考えているかをお聞かせください。

後藤人事課長 在宅勤務ですけれども、さきほど部長が説明したとおり、来年度から対象を全職員に拡大するとしています。

今までは育児、介護を行う職員と、あと所属長も対象にしていたけれども、今度4月からは全職員を対象に考えています。

もう一つの質問は……

原田委員 聞き方が悪かったですね。全職員を対象にするのは分かるんですが、どれぐらいの規模か。例えば、極端に言うと、全員ができるわけではないわけで、そのことを聞いたかたんですよ。それを確認させてください。

もう一つは、第3回定例会のときに、適した業務の切り出し方、また職場と同様の成果を上げることにはできるのか、またその成果を適正に管理できるか等の課題が見えてきたという答弁があったんですけど、それに対して、今回また広げていく中で、どのように考えているかということをお聞かせ願いたいと思います。

後藤人事課長 失礼しました。パソコンは20台なんですけれども、今回、予算要求していますのはプラス20台、全40台で運用したいと思っています。

ただ、在宅勤務用とは別に、モバイルワーク用のパソコンが450台ほどあるので、それも空いているときは在宅勤務に活用できるという形にしています。

在宅勤務については、月5日を上限として実施することになっているので、例えば、同じ班で複数の人が同じ日にやりたいという計画が出たときは、そこは調整するようにしています。全体の数、見込みについては今の時点では把握できていません。

それから、第3回定例会で原田委員から御質問があった答弁に関する部分ですけれども、在宅勤務で行う業務は、報告書や企画書、予算資

料等の作成やデータ入力作業等が適していると考えています。

また、昨年12月のシステム改修により専用タブレット端末で県庁の自席のパソコンを遠隔操作する方式となったことによって、自席のパソコンで行うのと同様な作業が可能になります。

それで、これまで使用できていなかった、例えば財務会計システムや予算編成システム等の庁内システムが新たに利用できるのも、在宅勤務で実施できる業務の幅は広がっていくと思っています。

それから、在宅勤務における業務の実施状況やその成果を適正に管理するという部分ですが、その辺を踏まえて、在宅勤務を実施する手続の見直しを行ったところです。

具体的には、まず初回の利用登録については、事前に所属を通じて人事課に申請いただくことにしていて、実際に在宅勤務を行うときには、原則として前日までに業務の計画や成果目標等を記載した計画書を所属長に提出するというようにしています。

また、在宅勤務の開始や終了をメールか電話で上司に報告することとし、在宅勤務終了後は所属長に実施報告書を提出し、必要に応じて成果物を添付することとしています。

在宅勤務の状況やその成果の把握、適正な管理に引き続き努めていきたいと考えています。

原田委員 大体分かったんですけど、例えば、勤務形態を含めたテレワークの服務規律と言うか、規程、あと働く上でのガイドラインは明文化されているんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

後藤人事課長 在宅勤務については実施要領を定めていて、服務としては自宅への出張、旅行みたいな形で自宅ですると。在宅勤務は柔軟な働き方ですので、原則として時間外勤務は認めないと要領で定めています。

原田委員 委員長、お願いしたいんですけど、今、実施要領を作っているということなので、資料としてぜひ提出をお願いしたいと思います。お諮り願いたいと思います。

三浦副委員長 ただいま原田委員から資料の提出の要望がありました。

お諮りします。ただいまの資料を委員会として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦副委員長 御異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定しました。

執行部はよく調整の上、速やかに提出願います。

守永委員 予算概要の60ページに、スマート自治体転換推進事業費が掲載されており、新規事業として公営企業の経営健全化支援関係経費として597万円が計上されています。事業概要として、経営戦略策定・公営企業会計導入促進研修の実施及び水道広域化・共同化推進プラン策定に向けた検討等に要する経費とありますが、具体的にどのようなことをするのか、教えてください。

それから、市町村が対象なのか、水道に関して全市町村で策定させていくのか、検討させていくのか。水道事業に関しては県民の命に深く関わる課題であるだけに、効率化だけの追求にならないように配慮すべきだと思いますけれども、そういった部分がどうなのか、指導方針があればお示しいただきたいと思います。

塩月市町村振興課長 スマート自治体転換推進事業費についてお答えします。

御案内のとおり、人口減少に伴う需要や収入の減少、施設の老朽化対策など、公営企業を取り巻く経営環境は今後も厳しさを増すことが想定されることから、国は公営企業に対し、公営企業会計の導入、経営戦略策定、さらには抜本的な改革の検討を要請しているところです。

また、水道事業については、都道府県に対して令和4年度までに水道広域化・共同化推進プランを市町村と連携して策定するよう要請しています。

そのため、令和2年度は公営企業会計導入や経営戦略の策定を担当する職員を対象とした実務研修を実施することとしています。

また、水道広域化・共同化推進プラン策定に向けた準備として、経営シミュレーションに必

要となる基礎的なデータの収集、市町村水道事業における経営的課題の抽出と分析、実現性を踏まえた具体的な取組案の検討等を行うこととしています。

御指摘のとおり、水道事業は県民生活に不可欠なライフラインであることから、「安全で良質な水を、誰でも、どこでも、いつまでも」を基本理念として、将来にわたり県内水道事業が持続発展していけるよう、市町村と連携してプラン策定に取り組むつもりです。

守永委員 欧米の方では民営化が図られて、十分な運営がされずに、また公的な管理に変わっていきつつあるという状況も踏まえて、さきほど言われた理念——恒久的に安心、安全な水が供給できるという体制を目指して取組をお願いしたいと思います。

木田委員 予算概要59ページのマイナポイント事業関係経費についてお尋ねします。

恐らくマイナンバーカードを利用した事業だと思いますけれども、この事業の趣旨と概要について御教示いただきたいと思います。

そして、このマイナンバーカードの大分県内の現在の取得状況と、この事業を通じて2年度に何%まで普及が見込まれるか、そういった予想があればお示しいただきたいと思います。

また現状について、全国平均との比較が分かればお示しいただきたいと思います。

そして、この経費の使途ですが、どのようなものに使われるのか、御教示いただきたいと思います。

塩月市町村振興課長 マイナポイント事業関係経費についてお答えします。

1点目の事業の趣旨と概要についてですが、マイナポイント事業そのものは、国が本年9月から来年3月までの7か月間、消費税率引上げに伴う消費活性化策として、マイナンバーカードを取得しID設定を行った住民を対象に、還元率25%、上限5千円分のポイントを付与する事業です。

続いて、マイナンバーカードの県内取得状況についてですが、2月末時点の県内取得状況は14.74%で、全国平均15.48%を僅か

に下回っているという状況です。

経費の使途ですが、テレビ、新聞、ウェブ媒体、街頭ビジョン、映画館CM等の広報媒体を活用し、さきほどのマイナポイント事業やマイナンバー制度そのものについて広く県民に周知するための広報業務を委託するものです。なお、財源は全額国庫補助金です。

木田委員 そのポイントはどのようなものに付与される、どのように使えるポイントなのか説明いただきたいと思います。

塩月市町村振興課長 正にそういったところを広報するのがこの事業ですけれども、具体的な例を言うと、ペイペイを使っている方であれば、ペイペイの中にポイントをもらうことができます。ペイペイの使える店で、その5千円分を使うことができます。

ペイペイ以外どんなところで使えるかは、キャッシュレス決済の業者はほとんど手をあげているんですが、クレジットカードとか、そういったところの業者はまだこれからで、明確に定まっているわけではありません。

いずれにせよ、そういった制度、それから取得方法の周知に努めていきます。

木田委員 今現状、14.7%ですかね。この2年度、どのくらい拡大されるかという答弁はなかったですか。それがあれば教えていただきたい。

私も今回、確定申告がスマホで初めて実施できるということで、マイナンバーカードを使ってみました。非常に利便性が高くて、すぐ還付金も振り込まれて、これはすばらしい使い方など感心しました。

ぜひスマート県庁の取組でも、こういった利便性のあるマイナンバーカードの使い方ができれば感じたところで、さきほどの今後の普及見込みが分かれば教えていただきたいと思います。

塩月市町村振興課長 失礼しました。国からは、令和5年3月末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを取得するという見込みを立てています。本県においても、令和3年3月末に約半数の県民が取得することを見込んでいます。

ただ、明確な根拠があるわけではありませんで、どちらかと言えば目標値に近いものです。ただ、本年度、プレミアム付商品券の事業がありましたけれども、住民税の非課税世帯の申請率が40%を超えていますので、さきほど言った5千円のポイントということを考えれば、過半数は十分達成可能な数字ではないかなと思っています。

それから、昨日、大分合同新聞に日出町がキティちゃんを使ったマイナンバーのポスターで普及をしているという記事が出ていました。これはこの事業の市町村版としてやっている分です。市町村も同じように取り組んでいるということで、参考までに。

猿渡委員 23ページの給与費についてです。

3月8日は国際女性デーでした。これに関連しての国連でのイベントで、世界最年少の首相となったフィンランドのサンナ・マリネ氏、34歳の方が、フィンランドがジェンダー平等を促進するのは成功した社会を創るための要石だと発言しています。

安倍政権の下で、日本は男女格差ランキングを年々下げてきて、去年は世界153か国中121位と史上最低になりました。

国家公務員の幹部は4.2%とのことです。この県議会でも女性が二人だけですけれども、県の管理職の女性は8.8%と聞いていますが、女性の管理職への登用を一層進めるべきだと考えますが、どうでしょうか。

もう一つは25ページ、職員厚生費の職員の健康管理についてです。

まず、病休中の職員の状況、人数等について教えてください。そのうち、精神疾患による休職者はどのくらいの割合あるのか、また、病休の期間はどのような状況か、長い人でどの程度の期間休んでいるのかなど教えてください。

後藤人事課長 まず、女性の管理職の登用についてお答えします。

行政に求められる役割が多様化、複雑化する中で、限られた人材で県民サービスの向上を図っていくため、職員一人一人が性別に関わりなく自らの能力を発揮することが求められていま

す。また、ダイバーシティ推進の観点からも、女性の視点や能力を施策などにいかしていくことが重要となってきています。

こうしたことを踏まえ、県では女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として、平成28年3月に大分県女性活躍推進行動計画を策定し、女性の管理職への登用を10%、班総括等への登用を13%とする目標を掲げ、その実現に向けて取り組んでいるところです。

令和元年度の課長級以上の管理職における女性の割合は8.7%、班総括等における女性の割合は10.6%となっています。

管理職への登用の状況ですけど、今年度の課長級以上の管理職ですが、部長級が1名、次長級が3名、所属長を含む課長級が32名、合計で36名の女性職員を登用しています。

また、各部局の予算担当や議会担当、事業担当など、政策立案等に参画できる部門に積極的に女性職員を配置して、若い年代から幅広い職務経験を積ませるとともに、予算、人事等の管理部門や少子化対策を担当することも未来課、都市景観を担当する都市・まちづくり推進課など、県の重要施策を担当する部門の班総括に女性職員を配置しています。

今後も中長期的視点に立った人事配置により、将来の管理職の育成に努め、能力、意欲、実績に基づいた登用を進めていきたいと考えています。

あわせて、女性職員のキャリア形成の支援や意識改革に向けた研修を行うとともに、女性職員が抱える悩みを相談できるメンター制度を通じて、女性職員の成長を支援していきます。

また、さきほど申し上げた在宅勤務制度の拡充など、男女が共に働きやすい職場環境づくりにも努めていきたいと考えています。

続いて、病気休職中の職員の状況です。

平成30年度末の休職者は全体で30名です。そのうち、27名が精神疾患によるものとなっています。

今年度は、2月末現在の病気休職中の職員は20名で、そのうち精神疾患によるものは19名となっています。

休職の期間ですが、今年度の19名について見ると、1年未満が約6割の11名、1年以上が8名となっています。このうち2年以上は1名という状況です。

猿渡委員 これは学校の先生のことと報道された記事ですが、女性の管理職が18%ということで、長崎県の教育委員会は19年度から小中学校の管理職登用試験合格者に対して、家庭の事情に応じ、実際に管理職となる時期を調整できるなど、制度を変更したら教頭を志願する女性が増えたという記事もあります。また神奈川県教育委員会の例も示されていますが、こういうところの事例に学ぶべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

もう一つ、健康管理の問題ですが、今、ほとんどが精神疾患という答弁だったんですけれども、こうした病休の職員を減らすためにどのような取組をしているのか、県としての具体的な健康管理の取組について教えてください。

後藤人事課長 最初の御質問ですが、教員の場合は管理職になる場合に選考試験を行っていると思います。名簿登載という形で、そこから管理職に登用していくという仕組みだと思いますので、さきほど委員がおっしゃったとおり、一定の猶予を設けることができるんだろうと思います。県職員の場合はそういった制度ではありません。人事異動の中で管理職等に登用していくという流れですので、管理職になるのに一定の猶予を作るのはなかなか難しい状況です。

いずれにしても、さきほど申しました管理職の目標に、現在、率が達していません。これはもともと年代別で見ると50代の女性職員の割合が11、12%しかない状況でして、一気に管理職に登用するのはなかなか現実的には難しいところがあるので、若いうちからそういったポストに配置するなどして、人材育成を図っていくことを考えています。

続いて、職員のメンタルヘルス対策については、職員自らが行うセルフケアと職員の管理監督者によるラインケア、それから人事課保健師等によるケアの三つの視点で事業を展開しています。

まず、最初のセルフケアですが、平成29年度から年2回ストレスチェックを行うこととしています。ストレスの原因が仕事の質や量によるものなのか、人間関係によるものなのか等、職員自身の気づきを促すものとなっています。

また、ストレスに対処する方法を習得するために、25歳、35歳、45歳、55歳の節目の年齢で、それぞれの年齢に応じたセルフケアの方法等を学ぶ研修会を開催しています。

続いて、ラインケアについては、職員が行ったストレスチェックの結果を基に、全国や県庁の平均と比較することにより職場ごとの課題を洗い出し、職場環境改善につなげています。

また、管理監督者が職員の変化に早期に気づいて対応できるよう、メンタルヘルスの基礎知識だけでなく、事例を基に具体的な対応方法を習得する研修会を開催しています。

人事課の保健師は個別の相談に随時応じているほか、ストレスチェックの結果、高ストレスの職員に対して声かけを行い、必要に応じた職場への働きかけや各種相談につないでいます。

また、管理職として経験のある県OB職員を特別相談員として採用し、県内の各職場を巡回して管理監督者や職員からの相談に応じているほか、特別相談員と人事課保健師がより緊密に連携することで、メンタル不調者の早期発見、早期対応を図っています。

ほかにも専門医によるストレス相談や臨床心理士によるカウンセリング相談を実施し、専門的な見地から助言を行っています。

今後もこうした取組により、職員のメンタルヘルス対策を推進していきたいと考えています。

三浦副委員長 執行部をお願いします。答弁は簡潔をお願いします。

以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

河野委員 59ページの市町村行財政連絡調整費についてお伺いします。

県内自治体において財政状況の悪化が急激に進んでいると報道され、その自治体にお住まいの方から大変強い苦情をいただきました。

と言うのは、やはり昔のイメージとして、市町村に対して県が強い権限を持って指導できた地方課の時代の名残を思われていたんだと思いますけれども、もっと早くに市町村をしっかりと指導すべきではなかったのかというお叱りでした。

そういった意味で、予算概要にある連絡調整費の中にある市町村の行財政運営事業費という形でやっていると思います。

今は飽くまでも県と市町村が対等な立場と法改正がされ、実際にこういった事案が出てくるのかとも思うわけですが、早期に毎年経常収支比率等の報道が、これは市町村振興課から出ていると思うんです。要するに、地域住民の方々から自分の住んでいる自治体がどういう状況にあるかが分からない、県に対してきちんとやってくれという要望が上がってきているわけです。非常に辛辣な言われ方もしていて、県の部長上がりの人が市長だから甘いんじゃないかとかいう声までいただくような事態になっています。

この辺についてどのようにお考えであり、今後、こういったことを未然に防ぐ仕組みづくりをどのように考えているのか、お伺いします。

塩月市町村振興課長 現在、市町村の財政についての助言については、中期の財政推計というのを立ててもらって、毎年度、それに対するヒアリングを行っています。これがメインになります。それから、当然予算とか決算の数字についても、いろいろこちらから助言をしています。

中期の見通しの状況ですけれども、私どものヒアリングに来る際には、かなり実際の決算よりも悪い数字で来ていて、それを一定程度、私どもの助言等で少しは修正ができていないかなと思っています。

県内市町村で直ちに財政的に問題のあるところはありますが、このままいくところどころはいくつかあり、決して財政状況がいいとは言えませんので、そういった部分はこちらの方もちゃんと把握して、引き続き指導していきたい、助言をしていきたいと思っています。

河野委員 やはり県が持っている市町村の財政状況に関わる情報が積極的に県民に開示されな

ければ、是正を求める住民の声は上がってこないと思います。気が付いたら、取り返しがつかないところまで行っているというお話をいただいているところですから、そういった財政状況について問題ありという部分については、しっかりと早期のシグナルを発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

塩月市町村振興課長 財政の収支の推計ですけれども、私どものヒアリングを終えた後、それぞれの市町村でホームページ等で公表しています。修正等がかかったものではありませんが、一定程度情報公開はされているものと思っています。

いずれにせよ、引き続き助言をしていきたいと思っています。

河野委員 今おっしゃった市町村側が財政見通しという形で開示していることは分かるんですが、県の指導する——指導と言ってはあれですけれども、分析する立場の部署として、このままいって大丈夫なのかというアラートの部分はしっかりと確立していただきたいと思っています。

そうしないと、今の交付税の算入特例というものが消えていく中であって、今後またこういった問題が多発するんじゃないかという県民の心配が募っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

井上（伸）委員 関連ですが、私、市町村の出身として常に思うんですけれども、市町村振興課と言うからには、財政の面のことはあるんだけれども、今、本当に少子高齢化の中で大変厳しい情勢の中で、やっぱり市町村振興とあげている以上は、地方が元気になるような形をもう少し分かるように、ここが指導して一生懸命やってもらいたいですね。

例えば、予算だけ見ると、それは中身としては違うかもしれませんが、もう少し大きくして、市町村を支えて、どんどん県が引っ張っていくというような姿をね。財政も確かにありますけれども、そういった面でどうか一つ、市町村振興課という名前がある以上は、もう少し視点を変えてね。

18市町村になったわけですから、大変厳し

い状況です。ですから、もう少し元気の出るよう、指導もひとつお願いします。要望です。

三浦副委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦副委員長 ほかに御質疑もないようですので、これをもって総務部関係予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れ替わりますので、しばらくそのままお待ちください。

—————>…<—————
議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係

三浦副委員長 これより議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係予算の審査に入ります。

なお、これらの事務局関係予算については、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

これより質疑に入ります。

事前の通告者が1名います。それでは、指名します。

浦野委員 労働委員会の関係費について質問します。

商工観光労働部・労働委員会予算概要の111ページから114ページ、また、令和2年度予算に関する説明書218ページ、労働委員会費になります。

ここ数年の働き方改革の進展、また、新型コロナウイルスに対する事業所の対応に関連し、令和2年度の労働委員会が受けるあっせん内容の変化、件数について、どのような見通しを持たれているか教えてください。

また、特に新型コロナウイルス対応に関しては、主に非正規の労働者に対し、いろんな対策が順次講じられているとはいうものの、やはり賃金が減少した、また、雇止めが起きたという問題が増えてくるのではないかと予想されます。

問題解決の手段の一つとして、労働委員会制度の一層の周知が必要と考えますけれども、周

知の在り方について見解をお聞かせください。

後藤労働委員会事務局長 浦野委員から2点質問をいただきました。

まず1点目は、働き方改革や新型コロナウイルス感染症の事業所対応に関連する労働委員会におけるあっせん内容の変化、件数についてです。

まず、働き方改革に関しては、一連の法改正のうち、特に雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、いわゆる同一労働同一賃金制度の導入が労使関係に大きな影響を与えるものと考えられます。こういったことで新たな労使紛争が発生することが想定されます。

具体的には、パートタイム労働者や有期雇用労働者が使用者に正規労働者との賃金や手当などの待遇の格差について説明を求めたり、さらに格差の解消を求めることなどに際して、労使間のトラブルが生じる可能性があります。

また、この同一労働同一賃金制度の導入が非正規労働者の賃金等を上げるのではなく、正規労働者の賃金等を切り下げる方向に向かうことで紛争が生じることも考えられます。

いずれも労働者が個人で使用者と対等に話し合い交渉するのは難しいことから、労働者が企業の枠を越え、個人で加入できる合同労組に加入して団体交渉を申し入れたものの、これまで団体交渉の経験がない中小企業の使用とはなかなか交渉が進展せず、労使関係が悪化したといったケース、そういった集団的労使紛争、労働争議のあっせん事案として当委員会に持ち込まれることが考えられます。

次に、新型コロナウイルスに対する事業所対応に関連することですが、労働者が使用者から感染症対策のために休むように言われたけれども、休業補償がないとか、突然の解雇や雇止めをされたという事案が個別労働関係紛争としてあっせん申請されることが想定されます。

次に、件数は現状では団交拒否や配置転換等、組合員の不利益取扱いに係る集団的労使紛争のあっせんが年2件程度、解雇、懲戒処分に係る個別労働関係紛争のあっせんが年1件程度で推移しているところですが、現在のこういった社

会情勢から、今後、件数については増加することが見込まれます。一件一件について、労働委員会ならではの丁寧な対応に努めていきたいと考えています。

次に、2点目です。新型コロナウイルス感染症に関して、労働委員会制度の周知についてです。

新型コロナウイルス感染症関連の労働相談ですが、県商工観光労働部に設置している労政・相談情報センターや労働組合の相談窓口にも労働相談が複数寄せられていると聞いています。

当委員会では、労働委員会の特性をいかした個別労働紛争をあっせんにつなぐことを目的に労働相談を実施していますが、現時点では新型コロナに関する相談はありません。

労働委員会は公益委員、労働者委員、使用者委員がそれぞれの立場を反映させて、中立公正な紛争処理を行う専門的な行政機関です。

労働者や労働組合と使用者の当事者間での話し合いや交渉が行き詰まり、紛争の解決が困難となった場合は、裁判所に代わる労働紛争の解決調整機関である労働委員会を活用したいと考えています。

このため、県商工観光労働部と関係機関との連携を今後なお一層深めるとともに、労働委員会制度を広く県民の皆さまに知ってもらう必要があると考えています。

当委員会では、現在、県庁のホームページや県庁の本館1階に設置しているデジタルサイネージ式庁舎案内板に労働委員会のあっせん制度などの情報発信を行っているところです。

また、「悩まずどんとこい労働相談週間」として、2月と10月に夜間及び土日も含めた1週間、集中的に労働相談を受ける取組も継続して実施しており、県庁のツイッターやフェイスブックなどのほか、市町村の広報誌や求人誌などでも県民の皆さまにお知らせしています。

加えて、全国の……

三浦副委員長 答弁は簡潔にお願いします。

後藤労働委員会事務局長 はい。全国の労働委員会においても、今後の労働委員会の在り方を検討する中で、労働委員会の認知度向上が課題

として議論されているので、今後も全国の動きとも連携しながら、一層の周知に努めていきます。

浦野委員 答弁ありがとうございます。再質問で聞こうかなと思ったことも答えていただきまして、非常にありがたいです。

まず、今後のあっせん内容の見通しです。さっき同一労働同一賃金についてのトラブルが増えるんじゃないかとのことでしたが、正しいと思います。それに対して、準備している企業はしているけれども、やはりできていない事業者も多いのかなと思います。そこは採用していただきたいなと思いますし、無期転換ルールもちゃんとできているところはできているんです。できていないところがぼつぼつトラブルが増えてくるんじゃないかと思いますので、その辺りの対応もお願いできたらと思います。

あと、件数については正直言って、もうちょっと多くていいんじゃないかなというところがあります。やはり周知が進めば件数も増えてくるんじゃないかなと思うんですね。あと、労働委員会は、労働委員会イコール労働組合と使用者の紛争の解決機関というイメージが非常に強くて、労働委員会という言葉が一番テレビとかニュースに出たのは三池争議ですので、やっぱりそういったイメージがあるのかなと。

個別労使紛争にも、解決手段として使えるし、実際、私、社会保険労務士としてあっせんに関わったことがあるんです。使用者側も、こういった内容であっせんしてくれるんだったら納得できるという、早期にできるだけダメージが少ない形で円満に解決できるというメリットがあると思います。県には労働委員会という制度があるよ、個別労使紛争にも使えるんだよと、県全体の紛争解決や労務に関するトラブルの広報の中で強調していただければと思います。

三浦副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

末宗委員 今見よったら会計管理局、説明があったのかどうか分からないんだけど、用品購入費が、令和元年度が22億9,500万円、そ

して、令和2年度が17億8千万円。説明をされたのかどうか知らんけど、どういう理由でこんなに違うのか、そこら辺りからまず。

それともう1点。用度管財課で県の車の調達、整備から何から全てやるけど、あれをリースにしようという動きがあったんだけど、今、方針がどうなっているのか、そこら辺りもお願いします。

中村用度管財課長 まず、第1点目、昨年度に比べて5億1,500万円ほど減っている理由について、実は昨年度、県立屋内スポーツ施設の調達備品が約6億円ありましたが、令和2年度にはその分がありませんので、大体その金額が減っています。

そして、2点目のリースの導入については私どもも検討しましたけれども、やはり購入に比べて、リースの方がどうしても金額が高くなります。そのため、当面リースは見送ることにしました。

ただ、今後ますますカーリース、レンタカー、カーシェアの普及等を含めて、社会情勢がまた進んでくると思っていますので、その進展の状況を注視しながら、適切な時期にまた検討していきたいと考えています。

三浦副委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦副委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れ替わりますので、しばらくそのままお待ちください。

—————>…<—————

企業局関係

三浦副委員長 これより企業局関係予算の審査に入ります。

説明は、主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明解をお願いします。

それでは、企業局関係予算について執行部の説明を求めます。

岡本企業局長 企業局として御審議いただく予算議案は、第14号議案令和2年度大分県電気

事業会計予算及び第15号議案令和2年度大分県工業用水道事業会計予算です。

議案書では、電気事業が111ページから153ページにかけて、工業用水道事業が154ページから192ページにかけてになりますけれども、説明はお手元に配付の令和2年度予算概要により行います。

予算概要の左側、電気事業会計について御説明します。

初めに、業務の予定量ですが、年間販売電力量は1億9,316万5,780キロワットアワーを予定しています。主たる建設計画については、電気事業会計当初予算(案)の重点事業と書かれたカラー刷りの資料を御覧ください。

まず、(1)大野川発電所リニューアル事業32億1,234万円については、今のカラーの表ですと右下の写真ですが、令和3年度の運転開始を目指し、本年度に引き続き建設工事を実施します。

なお、リニューアル後は固定価格買取制度等により売電を行う予定としています。

(2)の北川ダム諸量処理装置及び放流自動警報装置更新工事2億6,047万3千円です。こちらはカラーの表の左下の写真です。北川ダムの上流の雨量、それから、ダムの水位の情報を収集して、ダムに流入する水量、それから、放出する際のゲートの開度を計算する装置及び放流自動警報装置の更新工事を、3年計画で実施していて、来年度が最終年度となりますが、着実に更新を終えダム管理に万全を期したいと考えています。

また、芹川ダムも同様の更新工事を実施していて、来年度が3年計画の2年目となっています。

(3)芹川第一発電所リニューアル事業2億4,861万9千円については、カラー刷りの表では右上の写真です。令和10年度末の完成を目指し、水車発電機などの更新工事を発注したいと考えています。

次に、その下の表、収益的収入及び支出を御覧ください。表の右側、収入ですけれども、電気料金収入等により、計(B)欄のとおり25

億1, 201万9千円を予定しています。

支出については、下から二つ目の4特別損失に、前年度と同様に大野川発電所のリニューアルに伴う固定資産除却費を計上したことなどから、計(A)欄のとおり20億4,962万円を予定していて、差引き収支差額は(B)－(A)欄のとおり4億6,239万9千円、税抜きの純利益は欄外に記載のとおり5,662万7千円を、特別利益及び特別損失を除いた経常利益は1億1,980万7千円を見込んでいます。

また、下の表、資本的収入及び支出を御覧ください。右側の収入の欄の一番上、1企業債において32億1,200万円を計上しています。これは発電所リニューアル事業の事業費が大きく、内部留保資金のみでの対応は困難なことに加えて、以前から発電所を建設する際は企業債を借り入れてきたということがあって、大野川発電所のリニューアルに係る建設改良費は企業債で対応する計画としているところです。

以上により、表の中ほどのとおり、収入の計から支出の計を引いた収支差額は、マイナス15億8,042万4千円ですが、その下にある積立金等のそれぞれの財源で補填することとしています。

続いて、右側の工業用水道事業会計についてです。

初めに、業務の予定量ですけれども、給水事業所数は1事業所増加して、45事業所を予定しています。来年度の早い時期に6号C-2に進出したフジボウ愛媛に給水を開始する予定としています。

年間総給水量は2億138万8,250立方メートル、1日平均給水量は55万2,050立方メートルを予定しています。

次の4主たる建設計画については、工業用水道事業会計当初予算の重点事業、カラー刷りの資料です。こちらもあわせて御覧ください。

(1)の大津留接合井断水対策工事2億1,123万3千円については、カラーの表では右下の写真ですけれども、大津留接合井の耐震化工事にさき立つ準備工として、工事中でも水が

運用できるよう浄水場内にバイパス給水管の布設などを行います。

(2)埋設管路補修工事1億2,100万円については、カラーの表では左上の写真です。県道大在大分港線、通称40メートル道路の地下に埋設している管路で、布設から46年が経過し、矢印でお示ししている区間が損傷調査で状態が不良であると判明したところです。一番左のルートを送水隧道判田小池原線の点検を令和4年度以降に計画していて、点検中は水量や水圧が平常時よりも上昇することから万全を期すために埋設管を更新したいと考えています。

(3)電気防食装置新設工事(大津留1・2号線)8,910万円は、カラーの資料では右上の写真です。大津留1号、2号線は地中に埋設していて川に挟まれて腐食しやすい環境にあります。そのため管に微量の電気を流すことによって腐食を抑制する電気防食装置を新設して、埋設管の老朽化対策に取り組みたいと考えています。

次に、その下の表、収益的収入及び支出を御覧ください。表の右側の収入ですけれども、水道料金などにより、計(B)欄のとおり、総額24億1,091万1千円を予定しています。

支出については、営業費用のうちポンプを動かすための動力費などにより、表の下、計(A)欄のとおり、総額22億9,080万6千円を予定していて、差引き収支差額は、(B)－(A)欄のとおり1億2,010万5千円、税抜きの純利益及び経常利益は、欄外に記載のとおり8,380万2千円を見込んでいます。

また、下の表、資本的収入及び支出を御覧ください。左側の支出が施設の耐震化や老朽化対策等の建設改良費が大きくなっていることから、収入の計から支出の計を引いた収支差額は、(D)－(C)欄のとおりマイナス9億3,590万1千円ですが、その下の過年度分損益勘定留保資金等の各財源で補填することとしています。

三浦副委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が1名います。

それでは、指名します。

堤委員 今説明のあった40メートル道路、工業用水道を埋設している管の工事ですね。これをもう少し説明してください。結構ラッシュのときの交通渋滞が多いんですね。それで、あそこの対策はどんなのかを一つ。

委員長、質問通告しとらんけど、一つだけ追加で聞きます。これは分かっただけいいんだけど、工業用水の雑排水の転売、つまり会社として船に売っているのが分かれば教えて。その2点。

鈴木工務課長 それではまず、損傷管の補修工事等について御説明します。

さきほどもお示したこの資料を御覧ください。この写真の中央部、工事対象は県道大在大分港線、場所としては日本製鉄東門前から原川橋の間になります。もう少し具体的に申しますと、工業用水管については、車線上ではなく中央部のグリーンベルトの下を通っているの、そこでの管約600メートルの補修を行うこととしています。

今回の工事ですけど、写真にあるように、既存の工業用水管で直径1.1メートルのものがああります。その中に直径としては2センチほど小さい、長さ4メートル程度の管を今の管の中に150本ほど挿入して行って、中で溶接、隙間の充填等を行うパイプ・イン・パイプ工法を取ることとしています。

この工法は、今、老朽化した管の補修としては一般的な工法と聞いています。

施工としては新管をつり下ろすため、グリーンベルトの中に立坑を2か所掘り、そこから管を入れていくことにしています。

場所は、グリーンベルト内あるいはグリーンベルトが切れた部分について、その2か所に立坑を開けて下ろしていきます。車線の中を掘削するとか、そういうことは行わない予定です。

ただ、グリーンベルト横に立坑を掘り、写真にあるようにクレーンで管をつり下ろしたりするので、グリーンベルトの切れ目から車がUターンとかすることはやりにくくなります。

そのほか、グリーンベルト横の1車線は規制することになろうかと思えます。それは管を入れたり、資材の積卸しの場合と思えますが、資材の搬入は夜間に行います。また朝夕の車の多い時間帯には渋滞を起こさないように配慮しつつ、作業を行うと考えています。

現地工事については、本年の12月から約14か月間を考えています。

姫野総務課長 工業用水を売却している実績についてお答えします。

現在、売却しているのは3事業所あります。日本製鉄、JXTGエネルギー、それと鶴崎共同動力ですが、3社合計で約10万6千トンほど売却しています。

堤委員 ラッシュが心配です。この辺はぜひ気を付けてください。

そして、雑排水の売却について、これは後でいいから日本製鉄などの資料を下さい。

それと、10万トンの明細と、あと売却金額も出ているはずだからそれも一緒に出してください。

それともう一つ、資料要求で、毎回内部留保の折れ線グラフをもらうじゃないですか。あれも一緒に資料として出してください。

三浦副委員長 ただいま堤委員から、内部留保等に関する資料の提出の要求がありました。

お諮りします。ただいまの資料を委員会として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦副委員長 御異議がないので、ただいまの資料を要求することと決定しました。

執行部はよく調整の上、速やかに提出願います。

以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

末宗委員 知識不足で悪いんだけど、収益的収入及び支出の両方の欄だけど、損益計算書でもないし収支差額4億6,200万円で、経常利

益が1億1,900万円、純利益が5,600万円なんだけど、どこからこういう数字がこう——さきほどから計算するけど、どうしても合わない。

それと、工業用水が経常利益が8,380万2千円で、純利益も8,380万2千円、これはぴったり一致する。大体、損益計算書の在り方は僕は分かっているんだけど、これは損益計算書で出さないからなんだけど、なかなか理屈が分からんもんだから、その1点教えていただけないかと。

もう1点は、大体工業用水の方がもうかっていたはずなんよね。電気より工業用水の方がもうかっていたはずなのに、これで純利益はあんまり変わらないんよね。工業用水がそんなに悪くなってきているかなと思ってね。その2点。

姫野総務課長 収益的収入及び支出の金額ですが、消費税が含まれていて、税抜きにすると純利益、経常利益の金額になります。

2点目の工業用水の収入が減少した原因ですが、隧道点検を毎年行っていて、5本の隧道を持っていますけど、それを毎年1本ずつ水を止めて点検して、調査によっては補修が必要になるということで収入が以前よりは上がらない計算になっています。

末宗委員 さきほども質問したんだけど、同じ質問。そしたら難しいことは言わんから、経常利益が1億1,980万円から純利益が5,600万円になったら1億2千万円やき、6千5、6百万円違うんだけど、それは大体通常よくあるんだけど何の分が7千万円近く減っているのかね。

姫野総務課長 収益的収入及び支出について、それぞれ特別損失が6,975万6千円、収入の方では特別利益30万円、これを純利益に加味したものが経常利益の数字になっています。

末宗委員 特別損失は経常利益に入れない。損益計算書上はそういうことやね。ああ、そうか。それが入ったらなるというわけか。

特別損失の中身を教えてよ。

姫野総務課長 特別損失の中身ですが、今、大野川発電所リニューアル工事をやっていて、そ

れに伴って生じる除却損が主な内容になっています。

三浦副委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦副委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって企業局関係予算に対する質疑を終わります。

—————→…←—————

三浦副委員長 以上で本日の審査日程は終わりました。

次会は、明13日午前10時から当議場で開きます。

これをもって本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。